（３）幼児教育・保育無償化について

幼児教育・保育無償化は2019年10月１日から実施予定であり、３～５歳の児童及び０～２歳の住民税非課税世帯の児童が対象として無償化されます。

３～５歳児

○共働き世帯
○ひとり親世帯
等

保育の必要性の認定事由に該当する子ども

- 幼稚園 → 月2.57万円まで無償
- 幼稚園の預かり保育 → 月3.7万円から幼稚園保育料を差し引いた額まで無償
- 保育所／認定こども園／障害児通園施設 → 無償
- 認可外保育施設／一時預かり／病児保育／ファミリー・サポート・センター → 月3.7万円まで無償

○専業主婦(夫)世帯　等

保育の必要性の認定事由に該当しない子ども

- 幼稚園 → 月2.57万円まで無償
- 認定こども園／障害児通園施設 → 無償
- 幼稚園の預かり保育／認可外保育施設／一時預かり／病児保育／ファミリー・サポート・センター → 無償化の対象外

０～２歳児（住民税非課税世帯）

○共働き世帯
○ひとり親世帯
等

保育の必要性の認定事由に該当する子ども

- 保育所／認定こども園／地域型保育事業所 → 無償
- 認可外保育施設／一時預かり／病児保育／ファミリー・サポート・センター → 月4.2万円まで無償

０～２歳の**住民税課税世帯**の児童及び０～２歳の**保育の必要性の認定事由に該当しない**児童は幼児教育・保育無償化の対象外である。

※障害児通園施設に通う０～２歳の住民税非課税世帯の児童については、既に無償となっています。